



- (6) 教職員等および学生が、疾病等、止むを得ない事由により、プログラムを修了することができない場合には、申請によりプログラムの修了義務を免除されることがある。
- (7) 教職員等および学生が、配分機関の定めによる研究倫理教育プログラムを修了した場合には、学長はその申請により、本学のプログラムの修了義務を免除することがある。